

## 春日部市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和8年3月27日付け春日部市監査委員告示第3号で公表した令和7年度財政援助団体等監査の結果に基づき、春日部市長から措置を講じた旨の通知があったので、ここに公表する。

令和8年7月1日

春日部市監査委員 佐 川 清

春日部市監査委員 香 田 寛 美

春日部市監査委員 石 川 友 和

春総発第140号  
令和8年6月24日

春日部市監査委員 佐川 清 様  
香田 寛美 様  
石川 友和 様

春日部市長 岩谷 一弘

令和7年度財政援助団体等監査の結果に対する措置状況について（通知）

令和8年3月27日付け春監発第376号によりご報告のありました令和7年度財政援助団体等監査の結果報告の指摘事項について、別添のとおり措置を講じていますので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

監査の結果に基づく措置

監査の結果	部名	課名	措置の状況
(1) 補助金交付申請書(令和6年度分)について、補助金交付要綱第4条では5月末日までに提出しなければならないとなっているが、その期日をこえて提出されていた。適正な事務処理を行われたい。	福祉部	高齢者支援課	補助金の流れについて、改めて交付団体と協議いたしました。 今後は補助金交付要綱の規定に基づき、適正に事務処理をしてまいります。